

第77回国民体育大会日光市競技会駐車場設置管理要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会輸送・交通基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「競技会参加者」という。）及び一般観覧者等が利用する駐車場の設置管理について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 駐車場の設置

駐車場は、原則として公共施設の駐車場を利用する。ただし、不足を補うため必要に応じて関係機関及び民間の施設を借用することができる。

3 設置期間

駐車場の設置期間は、原則として競技会開催の前日から競技終了日までの間とする。

4 開設時間

- (1) 競技会開催の前日における駐車場の開設時間は、原則として練習開始2時間前から練習終了1時間とする。
- (2) 競技会期間中における駐車場の開設時間は、原則として競技開始2時間前から競技終了後1時間とする。ただし、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 係員等の配置

駐車場には係員等を配置し、車両の誘導整理及び駐車場の管理運営に当たる。

6 駐車場の指定

交通混雑の防止と駐車場への的確な誘導及び駐車場の円滑な運営を

図るため、競技会参加者に対して駐車許可証を交付し、使用する車両の駐車場を指定するものとする。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、駐車場の設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における駐車場の設置及び管理についても、必要に応じてこの要項を準用する。